

平成28年4月1日 制定

令和 7年4月1日 改定

八王子市立宮上中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。本校では、いじめ防止対策推進法及びいじめを許さないまち八王子条例（八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針）に則り、すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、以下の通り教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

なお、本基本方針における定義は以下の通りとする。

いじめとは……宮上中学校の生徒に対して、宮上中学校に在籍しているなど当該生徒と一定の間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

いじめ解消とは…次の2点の要件が満たされている状態

①被害生徒に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの禁止とは…加害生徒にいじめに該当する行為をやめさせ、その状態を継続すること

2 学校いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うこと目的として学校いじめ対策委員会を設置する。

(1) 役割

- (ア) 年間計画の作成・実施
- (イ) 定例会議の設定
- (ウ) 情報収集・共有
- (エ) いじめの認知
- (オ) 対応方針の協議
- (カ) 児童・生徒等に対応する教職員等への指導・助言
- (キ) 記録の保管・引継ぎ
- (ク) 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(2) 構成員

◎定例の会議では、校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカー、学年主任を必須とし、必要に応じて学級担任、副担任、部活動顧問等が参加する。

◎臨時の会議では、校長又は副校長、管理職が必要とした者とする。

3 主な取組 （いじめの予防と早期発見）

(1) コミュニケーションスキルの向上と道徳教育等の充実

- ①コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、互いの人権を尊重した言葉の使い方を習得させる。
- ②道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③生徒会における活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- ④家庭や地域、警察や児童相談所などの公的機関とも連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 早期発見のための措置

- ①「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を「運営委員会」と合わせて毎週実施し、生徒アンケートや子ども見守りシートの内容を参考に、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
 - ②いじめに関する生徒アンケートを毎月実施する。特に担任は、未然防止の中心としてより細やかないじめ抑止・早期発見の取組を行う。 **毎週水曜日の午後に生徒理解の情報交換を行う。**
 - ③教育相談週間を年2回以上設け、担任が全生徒との面談を実施する。また、**毎週月・金曜日の午後、生徒が希望する教職員との相談ができる「相談タイム」**を実施する。
 - ④スクールカウンセラーによる相談活動、校内委員会との情報共有を充実させる。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ①年度最初の保護者会から、SNSトラブル防止等の情報モラル指導を呼びかけるとともに、各関係機関への協力を依頼し、生徒に対する意識向上の指導を徹底して行っていく。
 - ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

4 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめの可能性のある事実の把握

上記3(2)または教職員の目視、本人等からの訴えなどにより、いじめの可能性を把握する。当該生徒から話を聞くなどして、事実確認を行う。

(2) いじめ対策委員会への報告

把握した教員が「事実一覧」に入力したことをもとに、対策委員会のコーディネーター（生活指導主任）は管理職と相談のうえ緊急性を判断する。緊急性があると判断した場合、臨時での対策委員会を開催する。

(3) 事案への対処

対策委員会において「事実一覧」をもとにいじめの有無を判断する。既存情報だけでいじめの有無が判断できない場合は、法23条2項の規定に基づき、いじめの有無を確認するための調査を行い、いじめの事実確認を徹底して行う。

いじめと認知した場合、対応方針の決定、重大事態に該当するかの判断、教育委員会への報告を行い、保護者への説明を行う。いじめを受けた生徒又はその保護者に対して、各関係機関とも協力し支援を行う。いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導を行うとともに、その保護者に対する助言を行う。また、各関係機関とも協力し再発防止に努める。

(4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

(5) 解消判断

いじめ行為が止んだことが確認できた時期から3か月後を解消判断の予定日と設定し、本人・保護者との面談を踏まえ、対策委員会で解消判断を行う。

5 重大事態への対処

重大事態とは、「①いじめにより本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

6 毎年度の見直し

本基本方針は、毎年度見直しを行う。全教員のチェックシートによる振り返り及び年度末における学校評価の結果を踏まえ、学校運営協議会を経て新年度の方針を決定する。